

危惧される
南海地震対策に

耐震診断を受診しませんか

耐震診断改修工事に
補助金を交付

市では、今後30年以内に発生する確率が60%程度と予想される南海地震への対策として、木造住宅の耐震診断や木造住宅以外の建築物の耐震診断または耐震診断後の改修補助を実施しています。ご希望の方は、「建築時期のわかるもの」として、建物の登記簿謄本または建築確認通知書と印鑑をご持参のうえ、市住宅課までお申し込みください。

●木造住宅の場合

【対象となる住宅】※左記要件を満たす住宅が対象

- ①現在、居住している住宅（小松島市内に限る）
- ②昭和56年5月31日以前に着工した住宅
- ③在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（木質プレハブ工法や2×4工法は除く）
- ④地上3階までの住宅（併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含む）

【申込できる方】診断を希望する住宅の所有者で、平成22年度分までの固定資産税を完納している方。（共同住宅などの場合は、居住者全員の同意が必要。）

【申込受付期間】平成23年4月11日（月）から11月30日（水）まで（土日祝日は除く）。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

【自己負担金】一戸建ての場合は3千円。二戸建て以上（共同住宅など）の場合は6千円。

【募集戸数】120戸程度（申込先着順）を予定しています。

●木造住宅以外の建築物

【対象となる建築物】※昭和56年5月31日以前に着工したものに限る

- ①特定建築物（病院やマンションなど）
- ②地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの
- ③市が緊急一時避難所に指定したもの

【申込できる方】診断を希望する建築物の所有者で、平成22年度分までの固定資産税を完納している方。
【申込受付期間】平成23年4月11日（月）から9月30日（金）まで（土日祝日は除く）。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

【募集棟数】耐震診断は2棟、改修補助は1棟程度（事前の聞き取り審査後、受付）を予定。（ただし改修補助については、小松島市の民間建築物の耐震診断補助を受けたものに限る。）



木造住宅耐震改修工事を された方へ

市が実施する耐震診断を受け、総合評点が1.0未満と判定された木造住宅で、総合評点が1.0以上となる改修工事をされた方は、住宅耐震改修証明書の交付を受けることができます。確定申告の際に、この証明書を添付し、申告することで耐震改修工事費用の10%相当額（20万円を限度）が所得税から控除されます。

【補助対象】市が実施する耐震診断を受け、総合評点が0.7未満と判定された住宅の耐震改修工事（建て替えは該当しません。）
【受付期間】平成23年4月11日（月）から11月18日（金）まで（土日祝日は除く）。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

【募集戸数】10戸予定（原則として申込先着順）

【補助額】耐震改修工事の施工費用に相当する金額の3分の2以内で最大60万円を補助します。

また、90万円を超える耐震改修工事費を要した場合、もしくはリフォームを同時に施工した場合には、当該工事費の5分の1以内（20万円を限度）を更に補助します。

【申込方法】市住宅課にて申請書類を4月11日より配付します。必要書類を添付のうえ、お申し込みください。

お問い合わせは、市住宅課（市役所2階☎32・2120）まで。